

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)	
地域名 (地域内農業集落名)	南昌明寺地区 (南昌明寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区においては、地域の担い手(中心経営体)が今は確保できているが、高齢化による離農者の増加が危惧されるため、今後は農地の新たな受け手の確保が必要である。
- ・鳥獣被害が出ているので、防護柵の設置等が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米主体の作付け地域であるため、更に“売れる米づくり”への取組みと、畜産農家の多い地区でもあるため、裏作による飼料作物の増産にも取組んでいく。
- ・担い手への農地流動化をさらに推進し、集積と集約を図る。
- ・今後も多面的機能支払い交付金制度に取り組み、地域の協力体制を維持しながら、水路や農道等を含め農地の保全・管理に努める。
- ・鳥獣被害防止柵の設置に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地の集約化を目指し、借受者は利用権を交換しやすくするため、原則として機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・当地区は、農地中間管理事業開始当初から基本的に機構の活用を進めてきたところであるが、今後に残りの農地分について機構を活用した集積・集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備は完了しているので、農地の保安全管理に関係機関と協力しながら取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当地区の農地利用については、地元の中心経営体として集落営農法人と個人の認定農業者が担っていくほか、新たな担い手の受入れを促進し、担い手の確保・育成に取組みながら農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・当地区においては、地元農業法人が存在するため、この法人を中心として地元の担い手への集積及び農作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害が発生しているので、地域一体となった対策が必要である。				
⑦地域外からの入り作が多いため、維持管理体制の構築が必要である。				